

『立山市郎日誌』に見る炭坑の暮し

香月，靖晴
筑豊炭鉱遺跡研究会

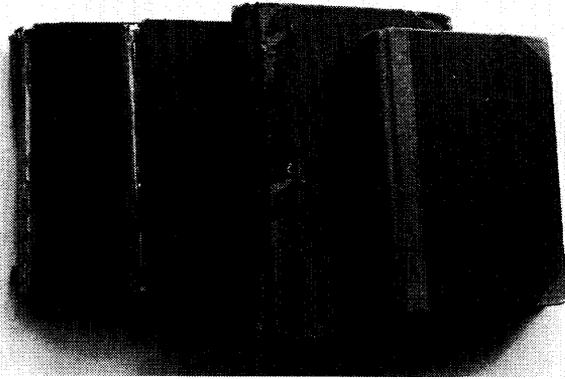
<https://doi.org/10.15017/13757>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 15, pp.151-173, 1991-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

『立山市郎日誌』に見る炭坑の暮し

香月靖晴

一、立山市郎とその『日誌』



『立山市郎日誌』四冊

飯塚市目尾の立山誓氏夫人和子さんが所蔵する実父立山市郎の『日誌』から、戦前・戦中の炭坑に住んだ人たちの暮らしと、当時の社会情勢を探ろうとするのが、この小論の目的である。

『立山市郎日誌』（以下『日誌』とする）は、そう命名されているのではなく、筆者が便宜上名づけたもので、昭和三年八月から同二〇年八月まで、途中同一〇年頃と一

九年頃に中断はあるが、四冊の出納帳に毎日一行ずつ、職場の出勤状況を主として書き続けられているものである。その間、炭坑事故の件、冠婚葬祭などでの親戚や近所付き合いが記されており、さらに、小学校入学とか運動会などの家族の消息記事の中に、父親の暖かい情愛がにじみ出ている。また、『日誌』の四冊目には、応召とか出征の文字が増え、戦死の訃報もあり、戦争の激化が伝わってくる。毎日の暮らしの中には配給が欠かせないものになり、野菜の種をまいたり苗を植える記事もあって、十五年戦争中の庶民生活の窮迫とやりくりがひしひしと迫ってくる。

この『日誌』の最大の特徴であり、資料として貴重なものは、一〇数年にわたって、資金伝票と傷病期間中は手当金支給通知書が貼付されていることで、折々に記されている日用品の値段と比べて、物価変動と庶民の暮らし向きを知ることができることである。

立山市郎は、明治三三（一九〇〇）年二月七日、浮羽郡船越村大字秋成（現田主丸町）に生まれ、船越尋常小学校卒業後農業としていたが、大正一三（一九二四）年田川郡糸田町の豊国炭坑第二坑に掘進夫として就職し、昭和六（一九三一）年一月嘉穂郡碓井町の平山炭坑に転勤、同二二年八月同郡頼田町の明治鉱業所八坑に移っている。明治鉱では転勤

してまもなくの同年一月に職務が捲方にかわり、そのまま昭和二十一年（以下昭和を略して年号の数字だけを書く）六月二日の死去まで勤めている。炭坑生活は、転勤はあったものの、一貫して安川の明治鉱業系の会社であった。

市郎の性格はきちょうめんな人だったようで、それが一八年間を続ける『日誌』にあらわれており、家財道具を購入した時は、その年月日などを必ず記入していたということである。また他に、毎日のできごとを書いた日記もあったことを記しているが、今その所在は不明である。

家族は、妻秋乃との間に文子・美子・和子・千鶴子の四女があり、市郎はその教育にも熱心であった。しかし、太平洋戦争中に、妻秋乃を亡くし、長女文子は飯塚市小野山病院に勤務していて、次女美子は明治鉱勤務中に相次いで病死した。市郎が戦後まもなく病死したのも、戦中・戦後の重労働・食糧難をはじめとする社会環境に加えて、家族の不幸による精神的な痛みが大きかったのかも知れない。

二、作業と賃金

1. 豊国鉱時代

豊国炭坑は、田川郡糸田町にあって、明治二〇（一八八七）年、平岡浩太郎・山本貴三郎・磯野小右衛門の所有で第一坑が開坑され、同二九年に平岡・山本兩名の共有になり、同三年に山本が死去したため、翌々年に平岡の専有になったが、同三九年一〇月に平岡も死去した。その間、同三年には坑内ガス爆発で二一〇名の殉職者を出す大災害があつており、平岡の後の処理を、彼と親交のあった安川敬一郎が、豊国炭坑を債権者の三井に経営委譲できるよう奔走していた同四〇年七月二〇日、再

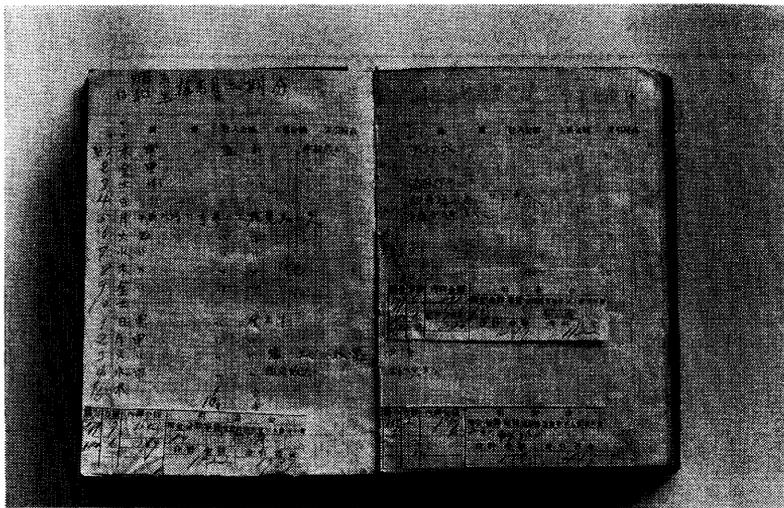
度のガス爆発があつて、前回を上回る三六五名の死者を出す大震災になつた。こうした事情も重なつて、三井との交渉も不成功に終わったので、同年九月安川敬一郎は並々ならぬ決意の下に、三井に提示した同条件で豊国炭坑を引き受け、その年内に遺体収用を終え、復旧作業もほぼ完成した。こうして、翌四一年一七日、安川は明治・赤池・豊国の三炭坑を合せて明治鉱業株式合資会社を設立したのである。



豊国鉱殉職者慰霊塔。糸田町宮床貴船神社境内にある。塔下壇の四圍に、「三尺第一坑」などの坑口名石板がはめこまれている。

坑内の作業は採炭・掘進・仕操・充填などに分かれ、それぞれ専門の技術を要した。立山市郎は掘進夫だから、採炭をしている掘面より、常に何メートルか先に坑道を掘り進む作業を主とするものである。その作業場所は、同一箇所を掘り続けるのではなくてよく変わっており、三年でいえば、八月上旬は「左下部五尺卸延し、向方古賀・生石」、同月下

期は「左下部右卸延し」とあり、九月は「右二平方捲立」となり、それがしばらく続くが、一二月上期は「右二平方本線卸↓右一片掘進」となる。



『日誌』一冊目、昭和三年十一月上旬分。

によって本線卸とか人車卸、排気卸などと呼ばれる。向方とは、一緒に作業をする人たちをいう。

掘進夫が掘り進んだ後の坑道を、仕操夫が坑木で枠を入れていく。賃金計算は、仕操夫は枠の本数で決まるが、掘進夫は掘り進んだ長さで決まる。その確認は、定期的に測量夫が計測して回り、そのことを跡間とか間取といひ、三年一月一四日の記事に「跡間取有り」と出ている。なお、卸とは直線的に掘り下げられた基本坑道で、利用目的

〔表1〕豊国鉱勤務時の賃金明細

(単位・円)

年 月	番号	方数	金額	1方平均
昭和3. 8	18	1.	1.86	1.86
"	55	8.	21.93	2.74
"	56	5.4	9.21	1.71
"	61	10.9	23.18	2.13
"	62	6.8	11.84	1.74
"	計	32.1	68.02	2.12
5. 4	853	2.	3.37	1.69
"	854	1.	1.70	1.70
"	859	2.	4.71	2.36
"	861	4.	11.12	2.78
"	862	1.	1.70	1.70
"	864	1.	1.89	1.89
"	873	6.	17.38	2.90
"	874	3.9	6.63	1.70
"	875	1.7	4.82	2.83
"	883	1.	2.43	2.43
"	計	23.6	55.75	2.36

1方平均は、厘を4捨5入。

賃金は、作業場所によって異なり、その二例をあげると(表1)のように、三年八月は五件、五年四月は一〇件の内訳がある。しかも、一方平均の賃金を計算すると番号によって差があり、前者の最低は最高の六二・四％で約三分の一少なく、後者は五八・三％と最高・最低の差はひろがっている。『日誌』には、賃金差に対する感想や希望らしい文は書かれていないが、高収入の場所の作業はかなりの重労働だとは思われるが、何らかの願望は秘められていたであろう。

勤務時間は、大体甲方・乙方と呼ぶ各一二時間勤務で、両方の字が数は少ないが毎年見られ、乙方に続く連続勤務と思われる。休日は日曜日が普通だが、毎週というわけにはいかず、早出の時もある。他の公休日

〔表2〕豊国鉱勤務時の賃金表

(単位 円)

年 月	方数	合計金額	引 去					差引渡金	備 考	
			積 金	家 賃	電 燈 料	軍 人 金	信 和 会			
昭和3. 8	32.1	68.02	3.10	.36	.38		.05	3.89	64.13	
9	25.4	75.33	2.50	.36	.38			3.29	72.04	
10	18.8	42.31	1.80	.36	.38		.05	2.66	39.65	
11	22	41.87	2.20	.36	.45	2.00	.05	5.06	36.81	
12	29.5	63.89	2.90	.36	.45	2.00	.05	5.76	57.93	誤差20銭
昭和4. 1	30	77.91	3.00	.36	.45	1.00	.05	4.86	73.05	
2	28.4	62.84	2.80	.36	.45		.05	3.66	59.18	
3	24	42.82	2.40	.36	.45	↑ 3.00代償	.10	3.31	39.51	
4	27.3	56.37	2.70	.36	.45		.05	3.56	52.81	女子出産
5	25.8	56.62	2.50	.36	.45		.05	3.36	53.26	
6	19.8	41.09	1.90				.05	1.95	39.14	
7	14	30.23	1.40	.36	.45		.05	2.26	27.97	左手負傷
8	23.7	48.54	2.40	.36	.45		.05	3.26	45.28	
9	32	46.73	2.50	.36	.45		.05	3.36	43.37	
10	16.9	33.63	1.60	.36	.45		.05	2.46	31.17	
11	12.7	29.57	1.20				.05	1.25	28.32	上期のみ・下期不明
12	19.3	40.70	1.90	.36	.45		.05	2.76	37.97	父死亡
昭和5. 1	28.6	58.72	2.80	.36	.45		.05	3.66	55.06	
2	29.6	72.92	2.90	.36	.45		.05	3.76	69.16	
3	24.5	41.74	2.50	.36	.45		.05	3.36	38.38	
4	23.6	55.75	2.40	.36	.45		.10	3.31	52.44	
5	34.2	85.28	3.40	.36	.45		.10	4.31	80.97	
			保険積金	維持費			税	会費		引去金名称変更
6	29	72.02	2.90	.36	.45		.16	3.87	67.95	
7	24.2	51.96	2.20	.36	.45		.20	3.21	48.75	
8	32	66.11	3.10	.36	.45		.20	4.11	62.20	
9	10.5	24.92	1.10	.36	.45		.10	2.01	22.91	
10	10	19.22	1.00	.36	.45	.60	.10	2.51	16.71	左半身麻痺金円受け
11	26	55.85	2.50	.36	.45	.60	.10	4.01	51.84	
12	26.6	51.19	2.60	.36	.45	.60	.10	4.11	47.08	
昭和6. 1	10	22.21	1.00	.36	.45	.60	.10	2.51	19.70	24日、平山坑に移る

豊国炭坑勤務時の賃金を月毎にまとめると〔表2〕のようであり、賃

は、新年が三日まで、二月一日の紀元節、一月一日頃の山の神(炭坑の神社)祭り、盆は旧暦でおこなわれた。書き違いではないと思われるが、四年一月三日は休日で「天長節」(・・は筆者)の運動会「有り」とあり、翌年は明治節になっている。

金支払は前半一五日までの上期と後半下期の二回にわけ、それぞれ期日後二〜三日に支払われた。〔表2〕から読みとれる特徴をあげると、まず月々の収入の差が大きく、一定していないことである。手取賃金の最高は五年五月の八〇円九七銭に対して、最低は同年一〇月の一六円七一銭である。その月は、手を負傷して保険金九円を受取っているが、それでも約二五円である。

その年に七月一八日に『日誌』は大風雨と書き、四〇年来の大暴風といわれた。北部九州の被害は甚大で、福岡県の死者二名、住宅全壊は二、〇五五戸に達し、筑豊では採炭を中止する炭坑が多かった。『日誌』では、翌日と翌々日は惣業、一日休んだ翌々日から五日間連続早出であり、坑内出水による被害防止のため力を尽くしていたのであろう。

その頃、日露戦争で日本側が経営権を得た満州の撫順炭坑の生産が増して、日本に格安の石炭を輸出したため、筑豊石炭業界特に中小炭坑は脅威にさらされた。同五年九月一日に大手八社を除く五六の炭坑主は筑豊鉱業組合を脱退して、筑豊石炭鉱業互助会を結成し、九月一日筑豊鉱業組合に大手炭坑採炭制限の徹底を、一〇月一〇日には南満州鉄道に撫順炭の内地輸入高五〇%減を要求した。

『日誌』の五年九月二五日に「首キリ」とあるのは、九月二六日大正鉱業泉水坑が休坑して稼働者全員三〇〇余人、一〇月一日明治一・二坑五〇〇人、一〇月二日三井田川四六九人、一〇月二七日貝島大辻二坑は職員坑員計二八四人、住友忠限は一〇月二九日〜十一月一日に二三人を解雇した状況から、豊国炭坑でも従業員解雇があったのであろう。

このような中での賃金を他職の初任給と比較してみると、『値段の風俗史』(朝日新聞社刊)では、東京の大正九年〜昭和一九年の巡査(警

察官)が四五円、昭和六年小学校教員が四五〇五五円、昭和二一五年の都市銀行職員が七〇円であった。立山市郎は、大正一三年に入坑しているのだから、一〇年近い経験の熟練夫の賃金としては、安いと評価するしかない。

〔表2〕でさらに注目できるものに、引去金の中に軍人会の項目があることである。立山市郎は、兵役はないので在郷軍人の資格はないはずで、三年に軍人服五円を三か月で支払っていることは、当時の青壮年に、軍事的行事に際して着用させていたのであろう。

家賃・電燈料を引去っているが、これは炭坑によって違い、三井山野鉱では徴収しなかったということである。信和会は、大正八(一九一九)一〇月一日に明治鉱業株式会社信和会として発足し、各炭坑に支部がおかれた。第一次大戦後高揚した労働運動に対処するため、会社側が労使協調を目的とした団体で、従業員の福利厚生事業もおこない、大正九年豊国鉱では、他鉱に先がけて信和会館を建設した。

積金の目的とその内容は不明だが、昭和五年六月から保険積金とあるのと同じ物であろう。日本最初の社会保険法規の健康保険法は大正一一年成立したが、実施は大正一五年で、給付は翌昭和二年をまたねばならず、明治鉱業では同年一二月、各鉱に健康保険組合を設立した。

また、当時妻の秋乃も一緒に入坑して働いていた。昭和三年八月(以下昭和を略)の記事では、一方につき市郎二円三四銭に対して秋乃は一円八五銭であった。婦人や一六歳未満の者(保護鉱夫といった)の入坑禁止が八年九月一日施行のため、各炭坑実施をせまられていたが、明治鉱業では、五年三月豊国鉱と赤池三坑で婦人入坑を禁止し、翌六年に全鉱山にひろげた。『日誌』では、秋乃の賃金伝票の貼布は五年二月で終

わっていて、三三番での四方は夫婦一緒であり、その金額は市郎七円七八銭に対して秋乃四円八九銭であった。同年二月一八日、秋乃は「手切金」(退職金のこと)二三円二〇銭を受け取っているが、家族にとつての収入減は大きく、不況の折に生活に困ったことだろうと思われる。なお、この女子入坑禁止は、三年九月一日、内務省令改正鉱夫労役規則が公布されたことによるもので、施行は五年九月一日であったが、三年間の猶予期間がおかれていたので、明治鉱業では早い時期に全廃に踏み切ったといえる。

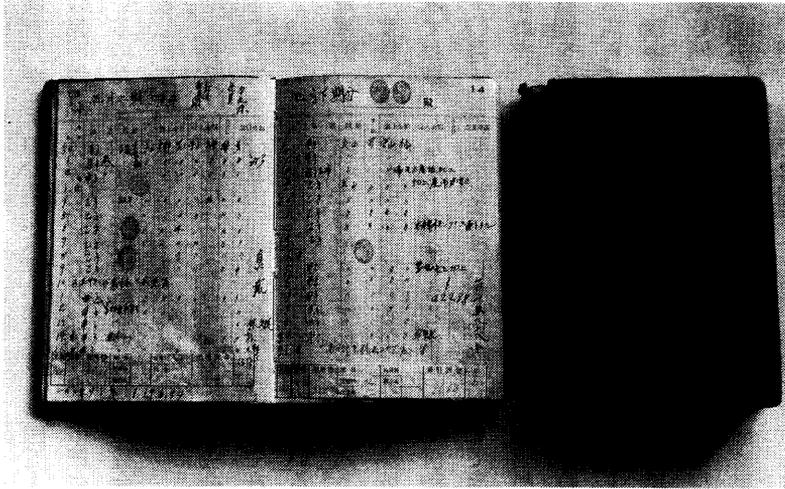
さらに、坑内作業の実態の一部を見ると、三年一〇月一三日に「左二半馬ン道粹人」とあり、豊国鉱に坑内馬が使われていたことがわかる。坑内作業は常に危険と同義語であった。四年三月一四日「午前一時四分函走る為高バレ、硬取」、同年四月一日「古賀・河野と三人右三斤高落、炭七噸、佐藤武士君ニグ」とあり、ニグは逃れて危険を脱したことであろうし、同年一〇月八日「函ハシル、イノコリス」とある。負傷と死亡の記事をあげると四年が四件と一件、五年は二件と一件、死亡はどちらも坑内事故であった。

おもしろい記事に、五年四月一六日「四尺右一片風道昇、茶カス掘進」とあるが、茶カスとはごまかすの意味で、何からの方法によって作業をしたように見せかけたと思われる。

立山市郎一家は、六年一月二四日嘉穂郡碓井町の平山鉱に移っているが、この異動は個人の意志というより、会社の経営方針による配置転換だと思われる。石炭業は不況に苦しんでいた時期で、豊国鉱は五年一〇月第二坑を廃止し、同年一二月に横島鉱を休止しているのである。

2. 平山鉱時代

明治鉱業株式会社は、五年一〇月平山炭礦株式会社から平山炭礦を買収して、翌六年一月平山鉱業株式会社を設立し、一坑口だけを残して第二坑とし、四月末に第一坑を開坑した。なお、平山鉱業株式会社の鉱業権など一切は二年五月末明治鉱業に譲渡され、六月一日平山鉱業所が開設された。一坑開坑当時のことは、『日誌』に六年一月二十七日から出



『日誌』二冊目、昭和六年五月分。

勤し、二八・二九両日は「新入道ンバハリ」すなわち入道坑口を掘りはじめること、三〇・三一日は「本線切上」とあり、三月上旬は「入道掘進、ケシヨ枠入」が続いてやる。ケシヨ枠とは化粧枠のこと、一般に坑道は両側に二本の柱を立て、その上部の一本の梁で支えるのだが、坑道の状況で数本の坑木を使って枠組みをすることである。こうした記事

から、立山市郎はと平山坑の開坑時から作業に従事していたのである。

この当時の石炭業界は、極度の不振に陥っており、六年三月貝島大之浦は一〇〇〇余人、三井田川は四月と九月に計四〇〇七人、七月古河第二尾坑は作業休止して六〇〇人とその他の炭坑も従業員を大量解雇し、それに対して労働争議は続発しており、この不況は翌七年前半まで続いた。それが、同年後半に入ると、六年九月におこった満州事変によって軍備拡張が推進され、軍需産業から活況に向った。また、金輸出再禁止による輸出増に伴う海運業の繁栄によって、石炭業界にも好影響が及び、貯炭量は『明治鉱業株式会社社史』によると、同年七月二七八万トンが年末には一七六万トンと正常貯炭に近づき、翌八年四月末には九五万トンまで減少した。石炭業界は、それまでの事業整理縮小の方針を改めて増産につとめたが、急激な需要に追いつけず供給不足が続いた。一方、不況対策として六年八月一日に施行された重要産業統制法が、九年五月から石炭にも適用され、政策の戦時体制化の指向と相まって需給の均衡が保持され、以後石炭業界の好況が持続されることになった。

『日誌』を追うと、(表3)に見るように、六年八月と七年六月は作業内容が明記してあるので、その作業ないし場所によって賃金格差が判然としてくる。本線坑道の本卸に沿って排気などに使う坑道ほんぞうを連卸つらぞうというが、本卸にくらべて一工数の平均賃金は高く、共同作業する人数も本卸の三人から五人くらいに対し、六人から一〇人くらいと多数を要している。それだけ労働力を必要とする困難な作業であったことが想像される。その作業者の名前が書かれているが、先頭に立山とあるのはリーダーであったと判断されるが、立山の前に湯村様、中光様と敬称をつけた人名が書かれていて、市郎の先輩にあたる練達の坑夫だったのであろう。

九年の二月と三月は支柱夫であつて、その作業内容は採炭をする^{はら}掘の落石を防ぐために、上部岩層を坑木で支えるのである。この一工数当りの平均賃金は二円一錢と、六、七年にくらべると高い。しかし、これら平気賃金は豊国鉱時代の「表1」に見るよりも低く、石炭業界不況の後遺症であらう。

〔表2〕と〔表4〕を比較してみると、平山鉱勤務時は各年何月かには賃金伝票の欠落があつて、年間総収入の比較ができないので、合計金額の月収比率を計算してみると、五〇円以上の収入が豊国鉱五三・三％に對し、平山鉱が五四・五％とやや上位にある。一方、四〇円代は二六・七％に對し一三・六％とさがり、四〇円未満は二〇％に對し三一・八％と大きな差が見られ、当時の不況と生活困難を推測させる数が出てくる。ただ、六年一二月は九〇円二六錢と異常に高収入だが、その中に賞与六円七六錢が含まれ、翌月も賞与一円三〇錢が出てゐる。これは、新坑口開坑の祝い金と労働意欲の向上を目ざした、会社側の意図があつたのではなからうか。その後は、賞与の文字が出てこないのである。

〔表4〕から読みとれるのは、信和会費がないことで、明治鉱業株式会社とは別会社だし、類似の組織もなかつたのであらう。家賃が六年七月から、それまでの三六錢から一挙に六三錢に値上がりしているのは、住宅内容が良い家に転居したのか、その関係の記述はない。それに対して、電燈料と税金相当額の引去金は下がっている。坑内作業の実態として、六年二月にアセチレン金券一円三五錢と七年一〇月安全燈二錢が引去られているのは、開坑当時の坑内作業はまだカーバイトに水を落として発生するアセチレンガスに火をつける、カンテラを照明器具を使つていた。それが、坑内が深部に掘られていくにつれて、メタンガス発生に

よる爆発の危険性がおこり、安全燈を使用したのであらう。九年二、三月に分配所とあるのは、炭坑経営の日用品や作業用具の販売店で、購買所とか売店とか炭坑によつて名称が異なり、従業員はそこから掛けて買つて賃金から差引かれていたのである。なお、六年六月二日午後には負傷して七月五日まで休業しているが、その公傷金二六円八八錢を七月二四日に受取つてゐる。

この当時の労働条件は、日曜休日が定着しており、一日三交代制で一週間毎に甲丙乙の順に勤務時間がかわつてゐる。甲方の出勤時間が六時入坑で三時半に昇坑しているから、大体八時間労働が指向されていたのではなからうか。日曜以外の休日に、二月一日の紀元節、四月二九日の天長節、一月三日の明治節は公休としてゐるが、作業が緊急を要したのか出勤している年もある。代休の制度もあつたやうで、七年一二月一日の日曜に出勤して、その代休を一三日にとつてゐる。

作業用具代として、「久留米金重鋸来る代二円五〇錢」とあり、ほぼ一方分の賃金に相当する高価なものを購入している。ちなみに一方当りの賃金は、六年一月下期は一円五〇錢、二月上旬は二円三〇錢、同下期は二円五五錢であつた。

どこの坑内においても、常に危険はつきものであつた。市郎自身も何度か負傷してゐて、記事の中の事故件数をあげると、六年は八件でその中に大負傷二名とあり、七年は六件あつた。六年五月二二日に、「本線ポンプ三台トラル」とあり、坑内事故は、爆発、落盤、炭車暴走、火災などの外に出水事故もあり、梅雨時の大雨の時は地下水が急増して、排水用ポンプを引きあげる暇がなくて水没することも多かつたのである。

3 明治鋳時代（日中戦争中）

「嘉穂郡頼田村（現頼田町）明治鋳業所来る 八月九日 月曜 明治第八坑ニ志願ス。仕事初入坑」とあり、市郎は二年八月、碓井村から頼田村の明治鋳業株式会社明治鋳に転勤した。『日誌』には、九年四月からの記述が欠落している、その間の消息は不明であるが、二年七月七日北京近郊の蘆溝橋の銃声から日中戦争が始まり、戦時体制は強化されていくことになる。二年から、「出征」の文字が見え、この年の八月には「燈下管制」がおこなわれ、三年二月は二〇日から二五日まで、一四年には一〇月二日から二八日まで続いている。「出征」とは、軍隊に徴兵されることであり、「燈下管制」は夜に中国空軍機の来襲にそなえ、室内の照明を暗くして、空から人家の存在をわからないようにすることである。電燈の照明を小さくし、傘には黒い厚手の布をかぶせ、光が外に漏れないようにして、室内で息をひそめる生活であった。事実のほどはわからないが、一三年三月三日に「午前一時半敵の飛行機くる」の記事がある。同年一〇月二八日は「漢口陥落チヨウチン行列」と見えて、揚子江中流岸の要地武漢を占領して日本全土が提灯行列をして歓喜したが、それはまた、戦争の泥沼に足をふみこむことになったのである。

戦時色の強化は（表5）を見てもはっきりする。貯金は、普通貯金と愛国貯金があり、最初の頃は、前者を月収の一割弱を強制的に差引かれていたと思われるが、一四年から後者が加わり、預金額は一・五割ぐらいになり、賃金受領時の可処分所得は低下することになる。国防とある内容が不明であるが、最初は国防貯金と呼ばれていたのを、愛国と名をかえたと思われるが、五〇銭とか五銭とかの金額が少ないのは国防献金

（表5）明治鋳勤務時の賃金表（昭和12年8月～16年12月）

年 月	方数	金額	臨手	合計金額	引 去											計	表引額金	備 考				
					退職	信和	保険	貯金	国防	家賃	知財	税金	個人	担保	金融				雑			
昭和12. 8	16	36.14	1.60	37.74	78	.10												8.88	36.86			
9	23	47.71	1.70	49.41	78	.10	.60	1.50	1.20									4.18	45.23			
10		44.69	1.50	46.19	78	.10	.59	1.50	1.49	.63	.60							6.42	39.77	内、採炭36.52円、傷病手当6.24円（8日間）		
11		12.59	.90	13.49															6.42	13.49	20日まで休業	
12	18.1	21.72	歩費	21.72	1.56			2.10	1.26	1.20	1.20								7.32	14.40	上期分のみ	
昭和13. 1		41.57	7.20	48.77	78	.10	.60	4.80	.63	.60	.60								8.11	40.66		
2	35.9	44.15	3.00	47.45	78			2.90	.43	.63	.60	.60							5.94	41.51		
3	35.8	44.04	6.00	50.04	78	.10	.54	4.90		.63	.60	.60							8.15	41.89		
4	30.9	38.01	4.60	42.61	78	.10	.60	4.10		.63	.60	.60							7.41	35.20		
5	35	45.50	5.00	50.50	78	.10	.58	5.00		.63	.60	.60						.15	8.44	42.06		
6	39.5	54.12	6.60	60.72	78	.10	.60	6.00		.63	.60	.60						.15	9.46	51.26		
7	40.6	55.62	8.68	64.30	78	.10	.58	6.30		.63	.60	.60						.15	10.24	54.06		
8	37.6	51.52	8.42	59.94	96	.10	.60	5.90		.63	.60	.60	55.00	.15	.50				業.15	14.59	44.75	
9	36.9	50.56	8.24	58.80	96	.10	.74	5.80		.63	.60	.60	.15	.50					業.48	10.56	48.24	
10	30.0	41.10	5.95	47.05	96	.10	.72	4.60		.63	.60	.60	.05	.15					業.03	8.90	38.15	引去金.46円不明。傷病手当3.84円（4日間）
11	42.9	61.37	9.36	70.73	96	.10	.64	7.00	.05	.63	.60	.60	.15	.50					イモ.10	12.03	58.70	
12	38.8	58.20	8.26	66.46	1.14	.10	.72	6.50		.63	.60	.60	.05	.15	.50				賃.10	29.99	36.47	
昭和14. 1	36.6	54.90	7.80	62.70	1.14	.10	.88	6.20	.05	.63	.60	.60	51.50	.15	.50				業.44	12.79	49.91	
2	14.8	22.20	3.12	25.32			.88	2.50												3.48	21.29	引去金.55円不明。下期のみ
3	39.4	59.10	8.32	67.42	1.14	.10	.79	2.90	3.8	.63	.60	.60	.05	.15	.50					11.26	56.16	
4	35.1	54.70	7.20	61.96	1.14	.10	.88	6.10		.63	.60	.60	.05	.15	.50					10.75	51.21	賃金昇格1.56円
5	36.2	56.47	7.80	64.27	1.14	.10	.85		6.40	.63	.60	.60	.05	.15					業.27	10.79	53.48	
6	38	59.28	8.06	67.34	1.32	.10	.88	6.60		.63	.60	.60	.05	.14						10.92	56.42	
7	46.2	72.07	9.88	81.95	1.32	.10	.99		16.20	.63	.60	.60	.05	.14					業.15	20.78	61.17	
8	34.2	53.35	7.02	60.37	1.32	.10	1.02	12.00		.63	.60	.60	.05	.14						16.46	43.91	
9	36.3	60.62	14.23	74.85	1.32	.10	1.02	14.80		.63	.60	.60	.05	.14						19.26	55.59	下期から単価1.67円
10	38.3	63.96	8.32	72.28	1.32	.10	.99	14.20	以下	.63	.60	.60	.05	.14						18.63	53.65	
11	42.4	70.81	8.58	79.39	1.32	.10	1.02	15.60	.50	.63	.60	.60	.05	.14						20.56	58.83	
12	33.7	56.28	7.02	63.30	1.32	.10	.99	12.40	.50	.63	.60	.60	.05	.14				.50		17.78	45.52	
昭和15. 1	45.5	75.99	9.36	85.35	1.32	.10	1.02	12.40	以下	.63	.60	.60	.05	.14					業.18	20.46	65.89	
2	40.5	67.63	8.06	75.69	1.32	.10	1.02	6.00	6.50	.63	.60	.60	.05	.14						16.96	58.73	
3	45.1	75.32	9.10	84.42	1.32	.10	.96	6.00	7.40	.63	.60	.60	.05	.14					業.15	17.95	66.47	
4	35.8	64.80	6.96	71.76	1.32	.10	1.02	6.00	6.10	.63	.60	.65	.05	.14						16.61	55.50	単価1.81円になる。35円減差
5	44	79.64	8.84	88.48	1.32	.10	.99	6.00	7.80	.63	.60	.60	.05	.14						18.23	70.25	

〔表5〕明治鉱動務時の賃金表（昭和12年8月～16年12月）

（単位 円）

年 月	方数	金 額	手 合	合計金額	引 去													計	差引金額	備 考
					退職	信和	保 険	貯 金	国防	家賃	雑費	税金	個人金	団保	金融	雑				
6	42	76.02	8.04	84.06	1.68	10	1.02	6.00	6.86	.63	.60	.60	.05	.14			17.68	66.38		
7	34.5	62.45	6.34	68.79	1.68	10	1.26	6.00	5.80	.63	.60	.30	.05	.14			18.56	52.23	傷病手当8.40円（5日間）	
8	35.3	65.70	6.86	72.56	1.68	10	1.30	6.00	6.20	.63	.60	.30	.05	.09		製糖.30	17.25	55.31		
9	40.6	72.49	5.06	77.55	1.68	10	1.30	6.00	7.00	.63	.60	.30	.05	.13			17.79	63.76		
10	40.3	75.79	8.06	83.85	1.68	10	1.26	6.00	7.30	.63	.60	.30	.05	.13		薬.36	18.41	65.44	単価1.89円になる	
11	36.5	68.98	7.28	76.26	1.68	10	1.30	6.00	4.70	.63	.60	.30	.05	.13			15.49	60.77		
12	37.2	70.31	7.28	77.59	1.68	10	1.26	6.00	3.00	.63	.60	.30	.05	.13			13.75	63.84		
昭和16.1	41.6	78.63	16.52	95.15	1.68	10	1.30	6.00	4.00	.63	.60	.30	.05	.13			14.79	95.15	臨手に物手、週賃が加わる	
2	27.1	51.22	22.18	73.79	1.68	10	1.30	6.00	2.00	.63	.60	.30	.05	.13			12.79	60.61	上欄同じ	
3	34.7	65.59	29.38	94.97	1.68	10	1.18	6.00	5.00	.63	.60	.30	.05		製糖.20		15.74	79.23	手当は、歩増、責任手、期賞、週賃、物手	
4	31.7	62.45	27.48	89.93	1.68	10	1.18	6.00	5.00	.63	.60	.30	.05		製糖.20		17.92	72.01	単価1.97円になる	
5	26.2	51.81	19.59	71.40	1.68	10	1.26	6.00	6.00	.63	.60	.30	.05				16.75	54.65		
6	28.7	56.54	22.16	78.70	1.68	10	1.30	6.00	6.00	.63	.60	.16	.05		庫金1.88	薬.03	18.86	60.04		
7	32.3	63.63	26.97	90.60	1.68	10	1.26	6.00		.63	.60	.16	.05	.13	製糖.99		11.60	79.00		
8	33.2	65.40	28.77	94.17	1.98	10	1.42	3.00	6.00	.63	.60	.16	.05	.13	イモ.20	薬.47	15.44	78.73		
9	30.4	59.89	25.56	85.45	1.68	10	1.30	6.00		.63	.60	.16	.05				10.65	74.80		
10	23	47.15	19.16	66.31	1.68	10	1.26	3.00	1.00	.63	.60	.16	.05	.13		薬.45	12.06	54.25	傷病手当5.04円（3日間）	
11																			傷病手当30日間50円40銭	
12																			傷病手当31日間40円92銭	

臨手は臨時手当て。退職は退職積立金。保険は健康保険。家賃は愛国貯金。団保は団体生命保険。慰問（イモ） 献金は車庫に対するもの。

の可能性が強い。一六年には「献金」の文字が見え、任意の形をとりながらも、戦争遂行というスローガンのもと、強制的に軍事目的の挙出が賃金から差し引かれたのである。それは、戦地の軍人の苦勞に対する「慰問」の文字にも同じことがいえ、当時の庶民は、楽でない生活費を節約しながらも戦争への協力を惜しまなかったのである。一方、政府や軍からの戦争協力のための大衆組織すすめられ、その一つが国防婦人会である。一三年一〇月に五銭の会費徴収が始められ、その金額

は一六年までかわらないが、一五年三月一七日国防婦人会総会、同五年二六日婦人会修養会、一六年六月八日婦人会総会の記事が見え、妻秋乃が修養会にも参加している。こうした戦争の厳しさが増す中で、一三年六月一五日第三坑と第四坑で採炭夫のストライキがおこなわれている。何が原因であったか、またその目的も記述がないので不明だが、坑内夫全員が作業開始後一噸だけ出炭して、すぐ昇坑しているのである。これに対して、飯塚警察署特高（特別高等警察）が来て従業員を集めて話をし、明治鉱業本社からはすぐさま重役三人が来鉱しており、そのあわてぶりが手にとるようである。このストライキが効を奏したのか、翌々週の二六日から一週間当たりの満勤者には五銭、一日休業した者には三銭の賞与が与えられることになったのである。市郎は、明治鉱動務当初は掘進と採炭をしていたが、一二年一〇月二日から病氣のために休み、翌月二日から採礦係長の許可をえて、機械課に属し第三坑百馬力捲方に転職している。一方当たりの賃金は左一片が二円七四銭、卸が二円六九銭、採炭は二円九一銭であったのに対し、捲方は一円五四銭と低下するが、月収総額の大きな低落は見られない。捲方は、坑内作業者の休日時に、機械修理などをおこなわねばならないので出勤し、残業もあり、それが長時間を要することも多かったからである。その記事の一端をあげると、「三坑捲ロープ取替、午後一時残業」「ブレイキ替え」「コトラー及抵抗器修理」「大羽歯車取替、モーター外メタル新調」、さらには山の神祭りにも出勤し「ドラム（ロープを捲きとる円筒形のもの）シャフト・大羽車キー締め」などの作業が、日曜・休日に集中しているのである。大晦日や新年もないという調子で、

一三年は大晦日に出勤し、元日は「目出度シ」と休んだが、二日から「三坑ロープ振替」と出勤しており、一四年大晦日は「四坑ロープ振」、元日は「三坑捲出動ス」で、二日も「四坑捲手人」と働き、三日にやっ
と一日休んでいる。

捲方の勤務形態は、大体一週毎に甲方と乙方がかわり、中には「乙方カシ」という記事があるので、乙方担当者に何かの都合があつて連動し、適当な日にその「カシ」を返してもらうことで、勤務の融通があつていたのである。

棹取の名前がよく出る。棹取とは、坑道で炭車を乗り回して作業現場に配送したり、石炭を積んだ炭車を坑外にあげるようにする職種である。だから捲方と緊密な連絡が必要だし、合図をまちがえたり油断をすると、棹取自身の事故だけでなく、炭車暴走などの大事故になる。それだけ、両者には信頼関係が必要であつた。

賃金の経過を「表4」に見ると、年を追うに従つて本給と手当の昇給が見られる。その変化を追うと、一二年は月平均収入の本給五四四四五銭、手当一円六〇銭（三か月平均）以下この順序で数字を並べる、一三年五五五六一銭、六円七八銭（二二か月）、一四年六八八七一一銭、八円七五銭（一一か月）、一五年七二四二五五銭、七円六〇銭（二二か月）、一六年八四四四五五銭、二七四五四四銭（二〇か月）である。一方当たりの本給は、一四年四月一円五六銭、九月一円六七銭、一五年四月一円八一銭、一〇月一円八九銭、一六年四月一円九七銭と昇給している。手当の方は、一四年が前後の年より多いのは、九月が他の月の倍額あるのが影響しているのだが、その内容は捉えがたい。一六年はそれまでに比べて、三倍以上増額しており、その内容は、責任手当が一〇円から一五円と大きく、

物価手当が六円程度、それは期賞と週賞の賞与がついており、八月には休日手当が二円九六銭出ている。

このように手当・賞与の種類が多くなつたのは、戦争の長期化を乗り切るための生産意欲の向上をめざし、物資不足と物価上昇による生活環境変化に対応する必要があつたのである。一二年八月米の値段は一斗三円七銭（同年一月一俵二円三〇銭）であつた。当時の物価上昇を白米でみると（『値段の風俗史』朝日新聞社刊）、一〇キロ当たりの小売価格で、一〇年の二円五〇銭が一四年一月に三円二五銭になり、二〇年一二月六円に上昇し翌二二年三月には一九円五〇銭と狂乱状態になつたのである。他方、物資不足も目立ち、一五年二月一日「サト（砂糖）配給一人五〇匁」とあり、食糧や衣類が配給で統制されていった。当時の小学生でも、洋服や靴が学級単位で配給になり、数少ない品物をくじ引きなどで割当てる状況が出ていて国民生活は困難の度を増していた。

傷病手当を四回受けているが、「被保険者標準報酬日額決定通知」書があるので、その内容をあげておくと、一四年一二月一日分で、標準報酬日額二円二〇銭に対して手当日額は一円三三銭、一五年六月一日分は二円八〇銭で手当が一円六三銭である。傷病で休業する場合に一日当たり収入の約六〇％が支給される計算で、一五年七月に五日間傷病手当八円四〇銭が支給され、一日平均額が一円六八銭である。当月の出勤日数（方数ではない）が二四日だから一日平均収入は二円八七銭、傷病手当の比率は約五九％である。

一三年八月七日に、「見合貸シ五円」の記述があり、その支払い伝票も貼付されている。見合貸しとは、賃金を担保にしての前払いで、従業

員が緊急の金銭の必要に迫られた時に会社から借りることで、この借金は、郷里田主丸の初盆に使用しているようである。

坑内の人身事故については、捲方になったためか記述がなくなるが、炭坑の労働は常に自然との闘いであり、その事故の記載がある。一四年六月二三日は「大雨にて車道事故多し」、一五年六月二九日は「午前坑内斜六片ヨリ出水」とある。中でも一六年六月二五日「本日ヨリ大雨降り」、同二七日は「各坑口共中止ノ状態」から「三坑風気道落、四坑坑口落、二坑五坑ポンプトラル、旧道ポンプキケン」とあり、当時の坑内出水の非常事態が想像できる。この豪雨は二九日まで続いて、福岡県下に大きな被害をもたらしており、五日間の雨量は那珂川町南畑で七八〇ミリ、田川市後藤寺附近で八六四ミリを記録し、県下の死者五五人にのぼる大災害であった。

戦時体制の厳しい状況下に、のどかな一日を過ごすこともあって、一五年七月二八日は、日曜日を利用して全坑海水浴に出かけている。幸い当日は晴天で、立山家族が参加したかどうかは不明だが、仕事は休業している。

4 明治鉱時代（太平洋戦争中）

まず、賃金面からみると、手当や賞与の種類と引去金の比率が大きくなってきていることである。収入面で、臨時手当の名が出るのが一二年八月の明治鉱勤務以後で、手当、賞与が複雑になるのは一六年からである。その明細は（表6）に示す通りで、手当は、物価手当が一七年七月で消え、翌月から家族手当が支給されている。その支給基準は、一人当り二円、三円、五円とあがったのではないかと考えられる。総収入額に対す

〔表6〕昭和17年以後の収入明細

(単位・円)

年月期	日数	工数	日給	金額	歩増	手 当			賞 与		合計金額	
						責任	休日	物価	家族	期		週
17. 1. 上		13.1	2.05	26.86	.04	3.90		2.60		2.26	.15	35.81
1. 下		16.	2.05	32.80		6.15		3.20		2.26	.96	45.37
8. 上		10.	2.22	22.20						2.44	.60	25.24
8. 下		18.2	2.22	40.40	.09				6.00	2.44	1.08	50.01
18. 1. 上	17	17.	2.31	39.27		4.85	1.16			2.54	2.04	49.86
1. 下	13	13.1	2.31	30.26	.05	.92			9.00		1.56	41.79
7. 上	13	14.2	2.38	33.80	.10					1.90	1.68	37.48
7. 下	16	16.1	2.38	38.32	.05				15.00	2.62	1.92	57.91
19. 1. 上	13	15.	2.44	36.60						2.68	1.80	41.08
1. 下	15	15.1	2.44	36.84	.05				15.00	2.68	1.80	56.37
7. 上	14	15.	2.50	37.50		10.10				2.75	1.80	52.15
7. 下	15	16.	2.50	40.00		10.35	6.00		15.00	2.75	1.92	76.02
20. 7	28	28.	2.68	75.04					15.00	6.00	28.00	124.04

る手当・賞与等の比率は、一七年七月が二六・八％と低いが、一九年一月までは約二五％程度、それが一九年七月と二〇年七月は三九・五％と増加するのである。

さらに、一八年二月二五下期賞与を受けており、その内容は年功七円と精勤二七円六〇銭、計三四円六〇銭から貯金六円を引いて、受取額二八円六〇銭とある。また、一九年から決戦手当の別途支払い伝票があり、一九年八月と思われるものに、決戦勤続手当（以下①の記号）七円、決戦精勤手当②三円、決戦全礦出炭賞与九円の計一九円から、組合貯金③六円と所得税④二円八五銭を差引いて一〇円一五銭の手取額である。二〇年五月では、①八円、②四円、決戦坑別出炭賞与三円の計一五円から、③四円五〇銭と④二円七〇銭が控除されて七円八〇銭を受けとっている。同年七月も同様の決戦手当九円八八銭の収入があった。（表7）の備考らんに日給額を示しているように、半年に一度くらいで昇給しているが、賃金は豊国鉱時代の一方当り二円程度に対し、一七年一月の日給が二円五銭だから、職種が違っても本給面からは大差がない。会社側は、手当・賞与の増額で総収入を増やして物価上昇に対処し、労働意欲の向上をはかろうとしたのである。

一方、引去金の種類と金額も増加している。総収入額（合計金額）に対する手取額（差引渡金）の比率を調べると、豊国鉱時代の三年八月は九四・三％、平山鉱に移った六年八月は九一・六％、明治鉱では一二年一〇月の八六・一％が一七年一月は八二・一％、二〇年七月には八一・九％になっている。二〇年五月には七〇・五％と引去金の比率が大きく、その理由の一つに普通貯金と愛国貯金を合せて二〇円になることである。総収入額一〇四余円だから、その五分の一が不時に備えてや、「お国の

〔表7〕 明治鉱勤務時の賃金表（昭和17年1月～20年8月）

(単位・円)

年 月	工 数	合計金額	引 去													計	差引渡金	備 考	
			遺 債	信 用	健 保	保 険	普 貯	愛 貯	家 賃	電 燈	税 金	個人会	返 金	以下不明	以下不明				
昭和17. 1	29. 1	81. 18	1. 32	. 30	3. 58	. 39	3. 00	2. 00	. 63	. 60	. 16	. 05	2. 50			14. 53	66. 65	日給2.05円、傷病手当2.64円（2日）	
2	16. 1	43. 87	1. 32	. 16	1. 02	. 13	6. 00	3. 00	. 63	. 60	. 16	. 05	2. 50			15. 57	28. 30	傷病手当15.84円（12日）	
3			傷病手当31日間40円92銭																
4			傷病手当15日間9円																
5			賃金の記録なし																
6	12.	28. 54	. 10	. 45	. 13	3. 00							5. 00	以下不明	8. 68	19. 86	日給2.22円、下期のみ		
7	27.	72. 44	. 20	1. 41	. 26	6. 00	1. 00	1. 26	1. 20	. 32			5. 00	. 06	16. 71	55. 73			
8	28. 2	75. 25	. 20	1. 41	. 26	6. 00	1. 00	1. 26	1. 20	. 32	. 30	5. 00	5. 00	1. 10	17. 55	57. 70			
9	33. 2	98. 05	. 96	. 20	. 45	. 26	6. 00	2. 00	. 63	. 60	. 16		5. 00	2. 40	19. 08	75. 58	誤差1.39円		
10	31. 9	105. 07	. 96	. 10	. 45	. 13	5. 00	5. 00	. 63	. 60	. 16			1. 20	14. 23	89. 45	誤差1.39円。日給2.31円		
11	26	86. 36	. 96	. 10	. 45	. 13	4. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16		5. 00	2. 40	14. 05	72. 31			
12	19	71. 07	2. 24	. 10	1. 05	. 13	6. 00	2. 00	. 63	. 60	. 16			2. 55	15. 46	55. 61			
昭和18. 1	30.	91. 65	. 10	1. 05	. 13	3. 00	5. 00	. 63	. 60	. 16				. 10	10. 77	80. 88			
2	25. 1	74. 02	4. 48	. 10	1. 05	. 13	3. 00	3. 00	. 63	. 60	. 16			以下不明	13. 15	61. 27			
3	29. 3	84. 71	2. 24	. 10	1. 05	. 13	3. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16		2. 50	2. 00	18. 41	61. 87	日給2.38円		
4	28.	80. 28	2. 24	. 10	1. 05	. 13	3. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16		5. 00	4. 00	21. 91	62. 61			
5	28.	84. 52	2. 24	. 10	1. 05	. 13	4. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16		5. 00	4. 00	21. 91	62. 61			
6	30.	90. 82	2. 24	. 10	1. 05	. 13	4. 00	3. 00	. 63	. 60	. 16		5. 00	7. 4. 30	21. 21	69. 61	フの記号は何か不明		
7	30. 3	95. 39	2. 24	. 10	1. 05	. 13	6. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16		5. 76		20. 67	74. 72			
8	29.	92. 84	2. 24	. 10	1. 05	. 13	7. 00	2. 00	. 63	. 60	. 16				18. 91	73. 78	誤差0.15円		
9	28. 2	90. 82	2. 24	. 10	1. 05	. 13	4. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16			2. 47	15. 38	75. 44			
10	29. 2	95. 19	2. 24	. 10	1. 05	. 13	6. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16			7. 70	15. 61	79. 58	日給2.44円		
11	34. 8	110. 76	2. 24	. 10	1. 05	. 13	6. 00	5. 00	. 63	. 60	. 16				15. 91	94. 85			
12	34. 1	108. 49	2. 24	. 10	1. 05	. 13	5. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16			2. 19	15. 10	93. 39			
昭和19. 1	30. 1	97. 45	2. 56	. 10	1. 20	. 13	6. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16			2. 20	17. 38	80. 07			
2	33. 7	105. 41	2. 56	. 10	1. 20	. 13	6. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16				15. 38	90. 03			
3	11. 37	27. 74					1. 20	3. 00	. 63	. 60	. 16				5. 59	22. 15	上期のみ、12日から休業		
4	7.	17. 50	5. 12	. 20		. 26	2. 00								7. 58	9. 92	日給2.50円。下期のみ		
5	28.	92. 27	2. 56	. 10	2. 40	. 13	4. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16				15. 70	76. 57			
6	29.	108. 14	2. 56	. 10	1. 20	. 13	6. 00	4. 00	. 63	. 60	. 16				19. 41	88. 73			
7	31.	128. 17	1. 60	. 10	. 75	. 23	8. 00	5. 00	. 63	. 60	. 16				17. 07	111. 10			
8	13.	41. 43			. 75			4. 00	. 63	. 60	. 16				15. 59	25. 84	上期のみ、傷病手当12.24円（12日）		
9			9月～昭和20年4月賃金記録なし																
昭和20. 5	19.	104. 36	3. 20	. 50	3. 00	1. 15	12. 00	8. 00	1. 26	1. 20	. 32				30. 78	73. 58	日給2.68円		
6	27.	124. 96	4. 35	. 20	3. 00	. 46	2. 00	12. 00	1. 26	1. 20	. 32	. 02	6. 72	12. 00	43. 53	81. 43	支払い月1回7月6日		
7	28.	124. 04	5. 50	. 20	1. 50	. 46		12. 00	1. 26	1. 20	. 32	. 02			22. 46	101. 58			
8			出勤日数5日、賃金記録なし																8月6日甲方で「日誌」終る

『立山市日誌』四冊

豊国鉱殉職者慰霊塔。糸田町宮床貴船神社境内にある。塔下壇の四囲に、「三尺第一坑」などの坑口名石板がはめこまれている。

『日誌』一冊目、昭和三年一月上期分。

『日誌』二冊目、昭和六年五月分。

『日誌』四冊目、昭和一七年一二月下期分。

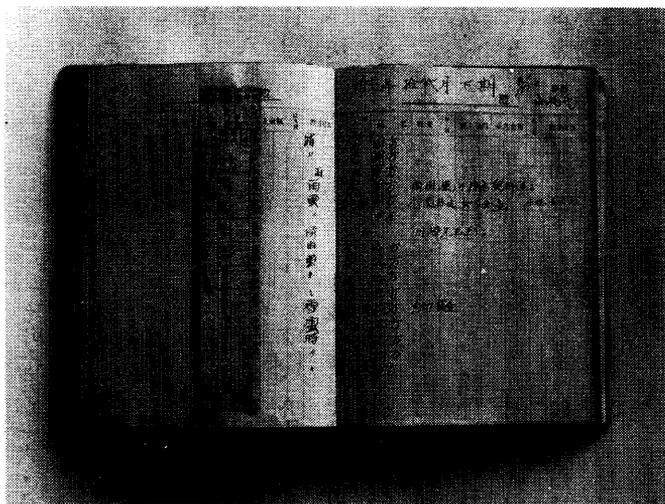
頼田町勢田明治坑の旧明治鉱業事務所。（昭和五六年一二月撮影）

明治鉱住宅内の共同井戸。飲料水に使い、あと一か所あった。（昭和五七年一二月撮影）

ために」と強制的に引き去られたのであろう。

一七年九月から「労年保」の項目が出てくるが、これは厚生年金保険の前身で、労働者年金保険として同年に発足したものである。婦人会費は、どういいうわけか一七年八月からなくなるが、翌月から「産報」の項目が出てくる。これは、一五年に結成され労働者を戦時体制に組織した大日本産業報国会の略称で、金額は少ないが、一八年には全く徴収してないので、その徴収根拠が不明である。

献金や軍人は、一七年二月一日の公休に「二一円一五銭の国防費」とあるのと同様の戦争協力の献金と思われ、この時期になると、日中戦争時に見られる



『日誌』四冊目、昭和十七年十二月下期分。

戦場の兵士に対する慰問は見られない。中国から東南アジア、さらに南太平洋一帯に広がった戦場の兵士に、慰問など及びもつかなくなったのである。
一八年八月に「債券五円」とあり、当時戦時国債が強制的に

各家に割り当てられて買わせられた。家庭の金属類も供出させられる状況であったので、国民はあらゆる手段で戦争遂行に尽力させられたのである。しかし、金属類は返されることはなかったし、貯金も債券も敗戦後のすさまじい物価高騰によって、その価値を失ってしまう。汗水を流して、働き、「勝利の日まで」と貯め、また買ったことに対する報酬は、激しいインフレーションと極端な物資不足による生活困窮でしかなかった。

賃金面で家族のことをみると、一八年一月二五日から妻秋乃が明治鋳選鉱（選炭ともいい石炭とボタの選別）に出勤して、日給一円五〇銭で六日出て六方に、引去金なく計九円を受けとっている。同様の賃金支払いは一八年四月上旬まで続き、下期から一九九〇銭に昇給している。六月上旬には、一四日出勤して一七・二万、日給は一円二七銭にさがり、歩増や責任手当、工賃や週賞がつくが、国防貯金と健康保険三円三〇銭を引かれ二二円三六銭を受けとり、賃金伝票が終っている。

一八年四月三日には、次女美子が明治鋳二坑に書記として就職している、その月の賃金が上期一二方で九円六〇銭、下期が一六・六方で週賞六六銭が加算されて、一七円二六銭を引去金なしで受取っている。当時の女子鋳員坑外事務の初任給は、一方当り一円程度であった。

市郎の出勤状況を見ると、一七年一月は一日と二日を休んでいるが他は全日出勤、七月は日曜日を全部休み、八月は一日だけ出勤と休日を含む傾向にあったが、一八年の四月以降になると、盆休みも八月一五日（日）だけで、休業は月一〜二日程度と少なくなった。それだけ、出勤と増産が奨励された。職場にも、「盡忠報国」と一緒に「増産報国」の張り紙が見られた時代である。

三、戦争激化への中の日々の暮し

1. 昭和初年代

この『日誌』が書き始められる頃、二年三月に金融恐慌がおこって、四月一三日には筑豊でも、鞍手銀行、嘉穂銀行、筑豊貯蓄銀行などが休業する事態であった。それが四年一〇月のアメリカ合衆国ウォール街の株式市場暴落からおこった大恐慌は、日本も巻きこんだ。同年成立の浜口雄幸内閣が、不況打開のためとっていた金輸出解禁は、金の流出を招いてかえって経済不況は深刻になり、失業者は増大していた。

こうした状況の中で、三年一月不況打開の気持ちもこめられていたであろう。昭和天皇の御大典の儀式が、国民に祝賀行事を広げて盛大におこなわれた。一月一〇日には豊国鉦本坑山の神で祭典があり、夕方六時から糸田村あげての提灯行列がおこなわれた。一六日に豊国鉦では、菊で飾った山笠が作られて、子供たちが引いて回り、市郎の子供も参加している。また、旗行列もあったと思われ、町内で旗づくりをしており、市郎も御大典旗代六七銭を出している。

五年は、全国的な豊作がかえって米価をさげ、米相場は九月一日の一石（約一五〇キロ）当り二〇円台から、一〇月二日には一六円台に暴落した。その農村疲弊の中で翌六年は、東北・北海道の冷害大凶作がおこり農民はその日の暮しにいきづまり、娘の身売りが続出する悲惨さであった。その六年九月一八日満州事変、翌七年一月は上海事変がおこり、国内では前蔵相井上準之助、三井合名理事長団琢磨から、五・一五事件の犬養毅首相暗殺とテロ事件が続発した。このようなファンシズムの暴挙の中に、満州帝国独立から八年三月の国際連盟脱退と、軍国主義があら

わになっていった。石炭業界は満州事変による軍需景気によって業績を持ち直すか、当時炭坑で庶民の暮し向きを『日誌』に見ることにする。

三年四月に天皇の写真を三円八〇銭出して買っている。御大典との関係もあったろうし、行政などのすすめもあって、天皇皇后の写真が全国の各家庭に掲げられるようになったと思われる。一方、質屋通いもあっていて、質に入れた着物を受けとるのに四円六〇銭を支払っている。

盆は、旧盆でおこなっていて、三年は八月二七日から二九日までであった。親戚の初盆に提灯を伊田（現田川市）で六円で買い、盆の支出が二〇円くらいで、月収六〇円台での支出だから世間のつきあいは楽ではなかったと思われるが、それだけ人間関係が重視されていたのであった。知人の妻の病氣見舞に卵一五個を贈っており、その知人の組内は一軒あたり五〇銭を出しあっている。組内の青年が軍隊から退営した時も、組内がお祝いをしていて、一軒当り五〇銭ずつであった。品物の贈与にはお返しのできない習慣があったように、市郎が時計一個を知人に与えたのに対し、マルハン（商品銘柄）石けん一箱（七〇銭）と手ぬぐい一すじをお返ししている。

当時の物価は、男物のシャツ一円二〇銭、草履三円、靴一円五〇銭、女物靴一円二〇銭、時計七円五〇銭、植木鉢三個二円、女物一重の伊勢崎メイセン（絹織物の一種）の着物が一一円であった。

なお、当時の葬式は火葬が普及していた。もちろん故郷を離れて炭坑住宅に住んでいる人たちだから、近くに自分たちの墓地はない。火葬して故郷の墓に納めるか、近くの寺にあずけるかであった。知人が「午後五時半死亡、その日火葬」の文字が見える。

四年の暮し向きは、新年を新暦で祝っているが、一月二七日（日）友

人宅で餅つきがあり、また、他人の友人と二人で酒一升を買って飲んでいて、旧正月もまだ生活の中にあつた。四月一日に、長女が幼稚園（明治鉱業が設立していた）に入學して、一〇月一三日（日）に運動会がおこなわれた。市郎は翌年早々新年の贈物として、白砂糖三斤（一斤は約六〇〇グラム）入四個を幼稚園に贈っており、子への愛情がうかがわれる。当時の贈答に砂糖の箱入が一般的だったようで、同時に炭坑内の二人に贈っているが、二斤入と三斤入りであった。

「家前の表札作」の記述があり、炭坑住宅の長屋にも、居住者の氏名をしるした表札を掲げていたのである。また、「北海道大谷宅ニテボンサイカイあり」とある。ボンサイは盆栽であり、北海道は都道府県のそれではなく、炭坑住宅の北部かはずれの少々不便な所をいった。炭坑住宅街は食料品の貸借などにいたるまで、相互扶助の意識が強かったが、それが極貧の象徴のように伝えられている傾向もあるが、表札を掲げた、盆栽の趣味を語りあつたり、暮しの中に心のゆとりを持っていたのである。

それは、冠婚葬祭にもあらわれており、四月に三女が出生しているが、出産祝いを数多くの人から贈られている。品物としては布が多く、モス（モスリンの略でメリンスともいい、地が薄くやわらかい毛織物）やネルが主で、その返礼として七〇銭のなべを二人におくっている。御祝いの品の中にアメ一箱というのがあるが、米で作る飴を食べると乳がよく出ると産婦によるこぼれていた。なお、組内からは、一軒五〇銭ずつの御祝いがあつている。妻は五月に直方市の多賀神社に参詣しており、母子は健康と幸せを祈る「お宮参り」であつたらうが、多賀神社が「タガサマ」と地域の崇敬をあつめていたのが、田川地域まで広がっていた

のが知れる。御祝いは、初正月のことまで記されていて、重箱にごちそうをつめ、それに反物や着物が添えられていた。

不幸にも、一二月には市郎の父が死去しており、その時の知人からの御仏前は、一円から一円五〇銭であった。仕事は、一〇日間休業して、初七日、二た七日、三七日、四七日、三十五日、四十九日の法事は仕事を休んですませ、翌年の一年忌もきちんとつとめている。一年忌の出費は五円であるが、供えられた御仏前は、一円五〇銭や五〇銭の外にまんじゅう五〇個もある。そうした中で、五年二月九日（日）に「組内忘年会一円（会費）」、同月二五日に「会席膳一〇人前買う」とあり、近所や親戚つきあいを欠かさないし、地縁・血縁の連帯を重く見た生活意識がうかがえる。

四年の盆は、八月一七日から三日間で、供物には、親戚三軒に燈籠一対一円七〇銭のもの、知人には家によって差があるが、最も多く供えたのは、一軒に対し石けん一箱一円八〇銭、そうめん八百匁七二銭、ろうそく一五銭であった。知人の子供死亡で香典に一円を包み、知人の入院見舞に一円四〇銭をしている。転居があつた時、移った組内各軒に手ぬぐい一すじずつ配られたり、収入に対する交際費の支出の割合は大きかつたようである。

この年の商品の値段は、万年筆のペン先が一円四〇銭、男物角帯が二〇銭であった。炭坑には、大工や機械・電気係など多種の技術を持った人たちがいたので、その人たちに頼んで日用品を作ってもらうことがあり、下足箱が二円五〇銭、七厘（暖房用）台が一円でできている。

また、季節の節目にはそれに応じた家事をしており、九月二五日（日）には「ショウジハリ（障子張り）」の文字も見える。

五年も、元日は新旧で祝っており、餅つきは旧正月にむけての一月二六日(日)に二斗ついて、米代は五円八〇銭であった。当時は食物の種類が少ない時代で、餅は間食として保存されていたし、砂糖を入れたカキモチや細かく切ったアラレなど各種のものが作られていた。炭坑住宅でも、農家と同じように大量の餅とがつかれていたのである。

この年も、交際費支出の記事が多く、親戚の結婚祝いや七十一歳賀に五円の祝儀を包み、盆(九月一日から)は近親者には五円、他の親戚には一円から二円の御仏前や、燈籠一円五〇銭から二円のものをお供えている。知人初盆には四〇銭を包み、組内五軒にそうめん一箱ずつをお供えている。知人の母が入院した時は一円五銭を見舞しているが、市郎が左手負傷休業した時は一円程度の見舞を受け、その内容は菓子・卵・魚であった。また、組内の一人が信和会員になった祝いに、酒一升代一円一〇銭を贈っているが、多分、正式採用になった御祝いだったのであろう。

この年の記事の特徴に、炭坑主催の演芸やスポーツが多いことである。四月一三日(日)から毎日曜日に、一坑集会所で芝居・浪花節や活動(映画のこと)がおこなわれ、六月二九日(日)に野球大会、八月三日(日)の豊国一坑から八月一七日(日)に安川全部(明治鉱業系)の野球大会もあっている。『日誌』にはないが、六月一日(日)には豊国鉱の陸上競技大会もあっている。こうした行事は、当時石炭業界不況で人員整理をおこなう炭坑があったり、女子入坑禁止による収入減に対する不安や不満解消への、会社側労務対策の一環であったと思われる。こうした中で、五月三日(土)「宮床・楠(当地の地名)ジンジ(祭りのこと)」、五月三〇日(金)「田川座(現田川郡糸田町宮川にあった)で春野ユリ子花野節代六〇銭」、七月四日(日)「ミノシマ(現行橋市

島)海水浴に行く」とあって、家族で祭礼や餘暇を楽しむこともあったのである。

なお、一月三日の明治節に「大運動会」とあり、小学校の運動会と思われ、当時の運動会は一〇月下旬から朝夕冷んやりとする頃開かれており、父母縁者は酒やごちそう持ち込みで楽しんでた。一月九日(日)には炭坑の山の神祭りがあっている。家庭内では、ベンチを一円六〇銭、植木ハサミを五〇銭で買っていて、市郎の盆栽趣味は続いていた。

六年は一月二四日に平山鉱に移っているが、この年の新年は三日間仕事を休んで、年賀状を九人に出している。翌七年は三〇人に出しているので、この頃は年賀状が一般化していたのである。

新年は新旧で祝っている。餅つきは、ここでも旧正月のために二月一日(日)共同で祝っており、三斗ついて一升が一八銭であった。前年が一升二九銭だったので、前述のように米価暴落によって農民が苦しんだ状況がわかる。旧正月については、翌七年二月七日に「旧正月日出度其日を過す」とあって、以後記事がないので、政府主導の新生活運動などで、次第に新暦一本にまとめられていったのであろう。

一月一八日(日)に、「無人金(無尽のことで頼母子講ともいった)一六円七〇銭受取り」とあり、炭坑住宅内でも無尽があっていた。四年には、時計講(時計を買い目的に掛ける)の記録があり、五月から一〇回掛けて一〇月に終わっており、最初は一円四〇銭掛け、市郎は六回目に当って金を受取り(金額不明)次回から一円五〇銭ずつ掛けて、最終回の一〇数日後に五円を大番に渡して終わっている。

平山鉱でも、近所づきあいは豊国鉱の時とかわらず、知人の子供の葬

式の香典は一円で、組内の場合は各軒米一升と二〇銭を出している。知人の出産後もない子供の死亡には五〇銭の香典であった。市郎が六月に負傷した時には、見舞いに金銭では一円五〇銭、二〇人から品物が贈られて卵が一五から二〇個、菓子、砂糖が主であるが、魚やサイダーも見られた。それが翌七年には、リンゴの名も見られるようになり、筑豊ではリンゴはまだ貴重な果物であったと思われる。また、知人が軍隊に入営する時の御祝いには、一円五〇銭を贈っている。

友人とのつきあいには、三人で酒一升飲んだり、映画を見に行ったりしており、三月二日には「飯塚競馬アリ」（現穂波町秋松に競馬場があった）と記しているが、行ったかどうかは不明である。炭坑主催のものでは九月一三日に相撲大会があっている。

家族のことは、六年の盆（まだ旧暦でして八月二六日から）には、郷里の寺に父の遺骨を納めに行き、そこで一円を包んでいる。七年一月二日（日）には、子供が通っている碓井小学校の運動会があつて、ここでも一円の寸志を出し、同年五月には同校教員の校葬があつて香典一円を供え、学校関係でも慶弔の意を表していたのである。九年三月四日（日）には、飯塚で日光博覧会が開催されており、子供と一緒に観覧に出かけている。たまの休みには、何かの催し物があれば子供と一緒に出かけ過ぎては、昔も今もかわらないものがある。

2. 昭和一〇年代

『日誌』は九年から途絶えるが、日中戦争が始まった七月の翌月に明治鉱に移って、再び書き始められている。これから、二〇年八月の敗戦まで、戦時態勢は厳しさを増していき、燈火管制や食料・衣料品などの

配給、出征や戦死の記事が増えてくる。日本国民にとって暗く苦しい時代であった。

一二年は、日中戦争が始まったこともあつて、出征の文字が多くなっ



穎田町勢田明治抗の旧明治業所事務所。（昭和五十六年十二月撮影）

て五人の名前があり、その内二人に対して一円の餞別を贈っている。その一人は近親者で、一円の餞別の外に、一円七〇銭の旗一本と一円の土産品を加えている。旗には「祝出征〇〇君」と書かれ、家を出る時に近親者に持たれ、日の丸の旗を持った近隣の人たちによる盛大な見送りがあった。これも、戦争が激しくなるにつれて、次第に簡素になっていった。

この年には、炭坑の売店（日用品店）は配給所といわれており、そこでの米一斗の値段が三円七銭であった。他にこの年の値段は、シャツ一円二〇銭、散髪代三〇銭、下駄九〇銭、下駄の緒三〇銭、火鉢七〇円、長女の袴代が八円五〇銭であった。なお、暮の十二月二〇日に講金二〇円を受取っている。年末を越すためにまとまった金が必要だったのだから。

一三年は、年賀状を三人に出し、餅つきは前年の十二月二七日にしており、一月一三日は「旧正月に当る」だけで、この頃には新年の祝い
が新暦にまとまっていたのである。

子供の学校関係記事も見られ、六月中旬には修学旅行があって、長女が阿蘇・別府・小倉に行き五円、次女は小倉・長府（下関市）で一円六〇銭かかっている。九月二五日は穎田小学校大運動会、十二月四日は学校学芸会など学校関係の記事がふえてきたのは、それだけ子供の教育への関心が増してきた親心が察しられる。

交際については、組内の世帯主母死亡に一軒六〇銭ずつ、病氣見舞に五〇銭ずつを出している。郷里田主丸の近親者母の葬式に五円、初盆には三円を出しており、知人関係の初盆には五〇銭から一円五〇銭であった。

この年の品物の価格は、海軍ナイフ四〇銭、水がめ二円七〇銭、子供用自転車四円二〇銭であった。一〇月四日に「柳橋灸スエ行キ」とあるが、柳橋とは現飯塚市で、当時灸の治療で知られている家があった。また、六月に「今村様よりツツジ一個来る。四円六〇銭で売る」とあり、趣味にしていた盆栽に関する記事と思われる。

一四年は、「元旦ニテ目出度シ」で始まるが、二日から出勤して、四日には「本日出勤者五〇銭賞与」とある。大陸の戦争が深みにはまるとはが、会社も増産に従業員をかり出していたようである。一方、六日には近親者が戦地から帰還して、退官の電報が入る朗報もあった。四月一日（火）には、組内懇親会の「花見」があって一円九銭と米一升を出している。その後にも、花見で上役と思われる人から大工や日役が呼ばれている。同じ四月二日には節句の餅つきをしているが、これは翌日が旧暦三月三日で、三月の雛祭りを旧暦で祝っているのである。盆も八月二七日からで、初盆に一円から三円を包んでおり、まだ旧暦の慣行も残っていた。一〇月一五日（日）は、炭坑の山の神の祭りに、上役と思われる人に呼ばれて酒宴があり、酒一升を持っていつている。炭坑住宅内では、機会があることに知人や同じ職場の人たちが寄り合って楽しみ、明日への活力を養ったのである。

季節の行事に、七月二五日「大掃除ス」とあり、梅雨あけには行政の指導もあって、畳を屋外に出して干し、大掃除をして役場からの検査もあっていた。

学校関係は、長女の卒業前の進路指導もあったろう、二月六日に小学校高等科の父兄会が、同二二日には先生たちが炭坑の集会所に来ており、三月二〇日に長女・次女の卒業式があっている。また、三女の小運動会

が九月一九日（火）に、大運動会が同月二四日（日）にあっている。二四日には、家族で応援に出かけたことであろう。

この年の価格は、ズボンのバンド（ベルト）が三五銭、出刃包丁五〇銭、草履七〇銭、長女の認印を山梨県から買って代金八〇銭、送料二〇銭、二女の戦闘帽九五銭である。一〇歳代前半の女子に軍隊的な帽子をかぶらせるように、戦時色が濃厚になっていたのである。カンカン帽一円二〇銭、アサヒ（商品銘柄）地下タビ大きき一〇文三分（一文は二・四センチメートル）一円一五銭、アルミニウムの中なべ一円七七銭であった。高価なものは、せいろう三段で五円、冬服一五円、金時計を三二円で売って、夏物の着物上着下着とジュバン代三三円五〇銭を出している。この頃、妻が頼田町の小峠炭坑で働いて、六月には一三円三五銭の手取り収入があっているが、親戚からの借金を一五円払ったり、家計のやりくりも大変だったろうと思われる。

この年で注目されることは、七月に国民徴用令が公布され、朝鮮人の強制連行もおこなわれるようになるのである。一月一三日に「半島人四坑入坑ス」の記事が始まり、翌一五年五月に「半島人」の負傷、五月三日二坑で、一六年五月二日に昇坑中捲晒での死亡事故を書いている。一五年は、正月の餅つきを前年一月二八日にして二斗二升ついている。一月三日は、直方市多賀神社に一家で参拝して、その日は「煙草禁ス」と書いているが、禁煙はいつの世も固い意志を必要としたようである。

近所付き合いで、組内の支出は、二人の出征に一人は一〇銭、他は二〇銭を、出産には一〇銭、世帯主の病氣見舞に二〇銭を出し、快氣祝いに呼ばれた時に一円を出している。知人が自転車で負傷した時は鮎二

円分を見舞し、別の知人の次女が自動車事故で死亡した時は、香典一円をあげている。

この年四月に、米・みそ・しょう油・塩・砂糖・マッチ・木炭など一〇品目の購入に切符制が採用され、一月一日に「サト（砂糖）配給一人五〇匁」の記事があり、以後配給の字が多くなる。一月四日には一〇円の債券を受け取っているが、払い込み金額は九円五八銭九厘で、愛国債券とか国防債券といって強制的に国民に買わせ、敗戦で無価値なものになる。この支出の反面、知人や親戚から一〇円とか一五円を借金をしている。戦争激化の中で、このような矛盾した生活状態は、炭坑に働らく人たちだけでなく、庶民全般にもひろがっていたであろう。

この年の価格は、ほうきが二円二五銭、靴修繕二足で一円一〇銭、女物万年筆や男帯が二円五〇銭、下駄四円五〇銭、コールテン（毛織物の一種、ウネ状のすじを織り出したピロード）のズボンが五円七五銭であった。

一六年一月四日、家族そろって大吉座（現飯塚市日尾穂波端にあつた）に行つて演劇を楽しみ、同六日には組内集まつて宴会があり、各軒酒代は八〇銭であった。贈りものには、出征は、知人に一円、田主丸の親戚に三円、同じ職場と思われる人が、少年兵に志願して入隊する時に五円の餞別を送った。知人の結婚祝儀に二円、知人の子供死亡には、一円の香典をあげた。一〇月二六日から市郎への病氣見舞には、新しくミカンやリンゴの名が見られるようになった。

配給のことは、四月一七日に「タバコ来る次五月四日」とあつて、次回への待ち遠しさが感じられ、九月二六日には「タオル・砂糖配給」と、朝、顔を洗い、夜、風呂に入るのさえ気を使う時代になったのである。

る。八月二十七日には、田主丸に借用返金四〇円、米利子代一〇円、内容は不明だが産物一二円とある。一〇月十九日に、故郷の亀王かめぞう（現田主丸町）から米一斗五升を買っているのが、産物代は、穀物などの支払い金であろう。米穀配給制度で食糧不足になり、縁故の農家を頼って、米を買おう傾向が出ていたのである。また、使徒不明だが、「愛貯三（円）下し」の記事があったり、妻と共かせぎであっても、家計のやりくりは、いつの世も同じと感ぜられる。

この年の価格は、線香五銭、ろうそく五分が五四銭、コクヨ（商品銘柄）の便せんが三〇銭、仕事用草履一円二〇銭、提灯一円五〇銭、モンキースパナ二円五〇銭、配給所で買った服が一〇円五〇銭、小学校六年三女の長靴五円で服が一五円五〇銭であった。なお、応接台を三〇円で注文して内金に一〇円を入れている。

行政は衛生面に力を入れていたようで、七月二十四日に大掃除をして、二十七日（日）に検査を受けている。とはいえ、二日とも甲方で出勤したあとの作業であり、狭い長屋の炭坑住宅とはいえ、疲労をいとわず完了しなくてはならなかったであろう。

一七年は、国民の間に太平洋戦争緒戦の勝利に酔った気分が広がったが、庶民生活は益々困窮の度を加えていった。その事実が、配給の事項が急増することにかがえるのである。それでも、前年二月三〇日に餅つきをして、五升をついている。

配給のことを追うと、政府は一月に塩の通帳制、二月にみそ・しょう油・衣料切符制を実施し、さらに五月には、金属の強制供出を始めた。

『日誌』には、四月に炭坑など重要産業従事者に与える、米の特配を二合五勺受けているが、それでも、六月に近くの農家から「麦二升をいた

だく」と、食糧の食いつなぎに腐心していたことがうかがわれる。酒は、六月三日六合、同一三日五合に次いで、二〇日、二十七日、七月十九日、二十六日、八月一日、九月五日、一九日、しばらくおいて十一月二日に各五合と、矢継早やに配給している。この年は、六月五日ミッドウェー海戦に敗れて、次第に戦況が不利になる。政府は、炭坑労働者にも酒などの特配を与えながら、戦争遂行の意識高揚を図ったのではなからうか。他に、六月に軍手（手袋）と石けん家族一人当たり一個、砂糖一人六五匁の一〇銭五厘、菓子一人一三銭、トウイモ一人五〇匁で三銭、マッチ徳用（大箱）一家族一個、一月には半ズボンと軍足（靴下）が配給されている。

こうした食糧不足の一助にと、空いた土地は畠にされていき、三月二〇日にカイモ（里イモ）、ジャガイモ、マメを、五月一日にナス、カボチャ、ヘチマ、ウリを植えている。

付き合い関係では、知人の出産祝いに三円を贈り、同人に組内は一軒二〇銭ずつを集めている。炭坑住宅から近くの頼田町勢田の一般住宅に転居した人に餞別一円を贈り、盆休みは八月一日の新暦でおこなわれており、初盆の家には、九軒に一円から五円の御仏前を供えている。

戦争が激しくなる中で、行政側からの衛生面の指導も強化されたようで、六月四日「チビス（チフス）」の予防注射が、七月二十六日には大掃除があっている。六月十四日には、「常会」の語がある。それは、一五年九月に発足した隣組制度による定期的な集会であり、炭坑住宅でも、この制度が定着していたのである。常会ではやがて、東方遙拝の後、「大東亜戦争」宣戦の詔書が読みあげられて、議事が進められてようになった。

家族のことでは、三女が嘉穂高等女学校（現嘉穂東高校）、四女が額田国民学校（一六年三月一日小学校令が改正され国民学校と改称）に入學している。学校教育も戦時色が濃厚になり、嘉穂高女では五月三日、現筑穂町内野までの四〇キロ行軍があり、六月には、働き手が兵隊や軍需産業にとられた人手不足の農家に、麦刈りの加勢に出ている。これらは、当時中等学校共通の行事で、男子の中学校でも二里行軍といって、夜間約五〇キロを歩いていたし、農作業にも出ていた。

四女の入学には、教科書代一円三銭、制服代五円九〇銭（切符一七占。当時糸一点、タオル三点）かかっている。水筒代二円二〇銭の記事もあり、その頃市郎は傷病手当を受ける休業期間だったので、家計は楽ではなかったであろう。そうした中に、一二月一日長女文子が死亡する不幸に襲われている。

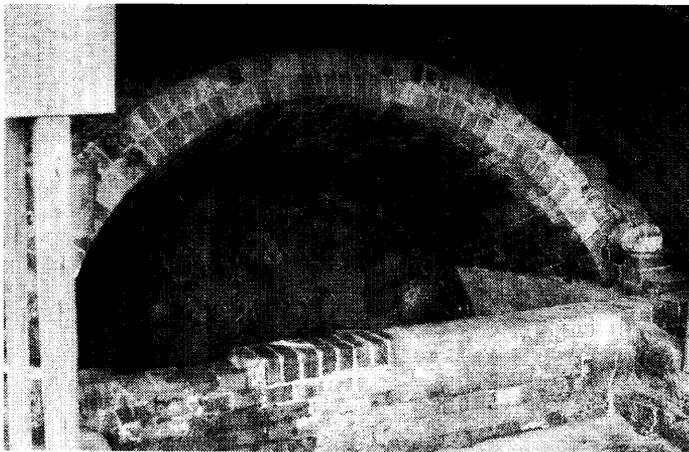
その年の価格は、丸善（商品銘柄）インク三〇銭、ほうき一円八〇銭、帽子二円、シャツ二円二〇銭（切符六占）、女物洋傘三元六〇銭、女物オーバー三〇円、スイス製一〇石の時計が二〇円であった。

一八年は、配給の記事が増し、食糧や日用品不足による庶民生活の圧迫が、数字からも伝わってくる。米の配給記事は、四合が五銭と二升の二回だけだが、「香春行、米四升」や知人から七升受けとったり、田主丸で三升わけてもらっている。田主丸からはトウイモをわけてもらい、その代金に五円を送っている。三月から四月初にかけて、ジャガイモを植え、カボチャやコシヨウの種まきをしており、食糧の調達に苦心しているのである。

他の配給品は、砂糖が一人四五匁と七五匁、塩、しょう油一人二合が二回の他に特配一回、チキウダマという菓子が一二人二銭分、イリコ、

キナコ一四銭と、こまごまとした品物までに及んだ。シャツ、ハンカチ四枚八〇銭（八占）、足袋、サシメンワタ、マッチ、石けんに至っては一人半分と少量になり、炭坑内でもガラ（石炭をむし焼きにしたもの）まで配給になったのである。

酒類は、ビール一本と二本が各一回、一本九〇銭で、しょうちゅう三合二回、酒は二合二回、三合一回、五合六回あって、五合の値段が四月二日一円二〇銭、同月一九日一円一六銭、さらに二八日は一円七五銭と値上りしている。



明治鉦住宅内の共同井戸。飲料水に使い、あと一か所あった。
（昭和五十七年十二月撮影）

この年の一月一七日に煙草の値上げがあり、大衆品両切煙草の光（一〇本入）が一八銭から三〇銭、金鶏（一〇本入）一〇銭が一五銭に、その時の最高級品、葉巻のグロリア（二五本入）五〇円が一五五円にあがっている。戦後の狂乱インフレーションがしのびよっていたのである。付き合関係の記事は減って、知人宅

の葬式に一円五〇銭を出し、出征には知人に五円、労務係には五〇銭を
賤別し、係員の甲社宅転居には妻が加勢に行っている。

この年の価格は、仁丹一円、洗面用桶一円、戦闘帽が二円八〇銭であっ
た。

一九年は、七月にサイパン島守備隊が全滅し、東条英機内閣が総辞職
する事態になり、八月には閣議で「一億総武装」が決定されて、民間人
も竹槍訓練が強制されるようになり、食糧品では家庭用砂糖の配給が停
止になった。

配給の記事は前年より減っているが、それは配給が日常化したからで
あろう。七月に酒四合としょう油一升を交換したり、筑後に行つて麦六
升と小麦五〇〇匁をわけてもらい、郷里の亀王からサトイモやトウイモ
を受け取っている。自分でも、四月にサトイモを植え、ゴボウをまき、
七月にアズキをまいて、八月にはサツマイモのつるを一本三銭で買って
植え、こえびしゃくを一円五〇銭で買っている。庶民生活は、食糧のや
りくりをはじめ、着物は補修して着たり、ますます厳しくなっていたの
である。それでも、炭坑労働者には特配があつて、八月五日「酒、サト
イモ二付一七匁、石けん一人二付一匁」の記事や七月末には戦時手当五
円五〇銭の支給があり、一般家庭より優遇されていたのである。

一九年一月三十一日は公休だが「訓練」、その脇にも「本月より初訓練」
とあり、その実態は軍事訓練であらう。翌二〇年六月十五日には「国民
義務隊結団式」となり、政府や軍は戦況不利の中で本土決戦を叫んで、
労働者も休日を集め、竹槍を持たせて訓練したのである。知人の出征も
相つぎ、賤別を三円ずつ贈っている。嘉穂高女在学中の三女は、一九年
一〇月九日「和子動員行き」とあり、同学年全員勉強をやめて、福岡の

軍需工場九州飛行機会社で、労働させられたのである。

当時の高等女学校の授業料五か月分を二五円三〇銭支出しており、一
か月五円余の負担は大きかったと思われる。しかし、当時の嘉穂地方の
県立中等学校の入試競争率は大きく、親としては子の教育によって生活
に張りあいがあったのでなからうか。

ところが、この年、市郎は大変な人生のざ折に遭遇する。四月一六日
(日)「妻アキノ死、午後十時」と記している。それなのに、その日と
翌日「サトイモウエ、ゴボ(ゴボウ)マキ」とある。四月初には「カボ
チャネマキ」と記しているのだから、食糧難がどれだけひどいもので
あったかがわかる。さらに、明治鉦に働いていた次女美子は、三月一二
日に入院して傷病手当を受けていたが、その記録は一九年九月三日の
「傷病手当金支給決定通知書」六円七二銭で終り、一〇月一七日に死去
した。『日誌』はその一〇月で中断し、翌二〇年五月から始まるが記述
は少ない。食糧難と重労働の中に、市郎は次々と家族を失った失意と、
残された家族を養うために、自らの気持を振るいたたせて生活と闘った
のであろう。

二〇年の記事は、五月に退分の寺(穎田町勢田)に二円あげ、酒四合
と特配の米に、フダン草と夏アズキの種まき、ナスとキュウリの苗植え
をした。六月は知人から三〇円を借金したことと、他の知人の戦死の内
報が入って御仏前に二円を供えたことである。七月一四日、「小田力造
氏出征一三日夜行」とあり、その一月後には敗戦の日を迎えることにな
るが、小田氏は無事帰還されたであらうか。『日誌』は、八月六日(広
島原爆投下の日)「甲方。キルさん(実妹で現香春町に住んでいた)来
る」で終わっている。